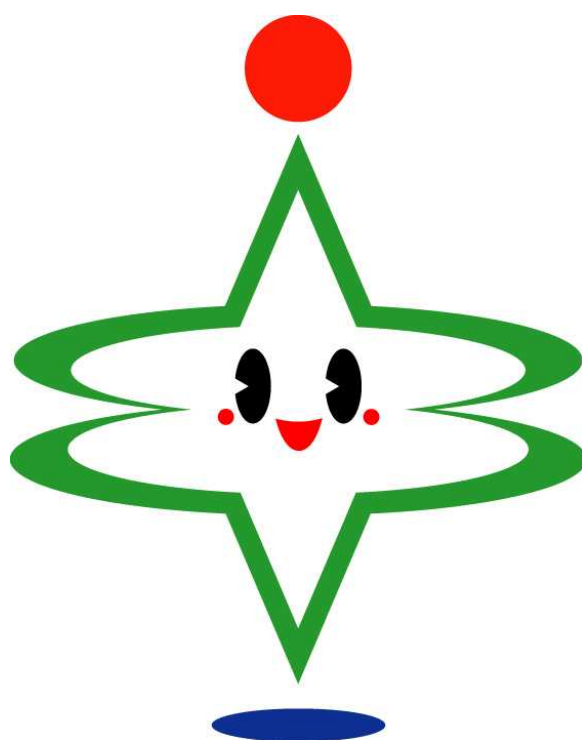


清瀬市シンボルマーク 基本デザインマニュアル



東京都清瀬市

I 基本デザイン要素

基本デザイン要素とは、シンボルマークやロゴタイプ、シンボルマークに使用するカラー等、新しい清瀬市の視覚イメージを形成する基本要素のことをいいます。

基本デザイン要素の使用にあたっては、それぞれの設定用途を十分に理解し、効果的な視覚イメージを創出してください。

1 シンボルマークの制定について

シンボルマークは、21世紀を目前にした西暦2000年というミレニアムの年に、市制施行30周年という節目の年を迎えたことから、21世紀の清瀬市が更なる発展を遂げることを祈念して、制定したものです。

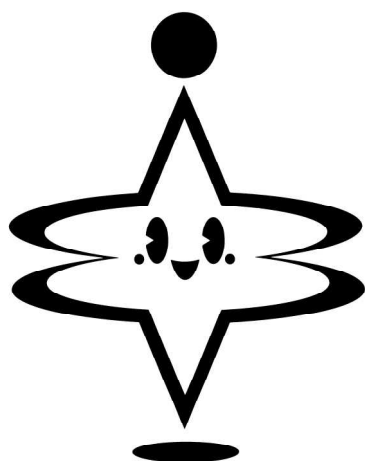
新しい清瀬市の顔として、いろいろな視覚媒体に展開し、そのイメージを広め、定着させていくことが望まれます。

2 シンボルマークの意味するもの

清瀬市の「き」の字をカタカナの「キ」をモチーフに、緑豊かな市民都市として、自然・産業・文化と共生し、21世紀に向かって生き生きはつらつと発展・飛躍する市民の姿と清瀬市のイメージを表現したものです。

3 シンボルマークの形状

シンボルマークの形状は、次のとおりとします。



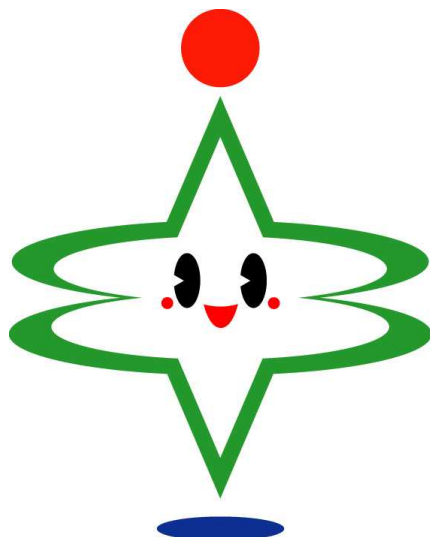
4 シンボルマークの色

シンボルマークの色は、次のとおりとします。

(1) フルカラーで使用の場合

フルカラーで使用の場合は、赤、緑、黒、青の4色を使用し、その色づかいと色あいは次のとおりとします。

- ① 赤 ② 緑 ③ 黒 ④ 青



①	赤	マゼンタ 100%	イエロー 100%
②	緑	シアン 85%	イエロー 100%
③	黒	ブラック 100%	
④	青	シアン 100%	マゼンタ 70%

(2) 単色で使用の場合

単色で使用の場合は、次の2とおりとします。

① (単色に濃淡をつける場合)

①	赤を単色 100%とする。
②	緑を単色 100%とする。
③	黒を単色 100%とする。
④	青を単色 70%とする。

② (単色に濃淡をつけない場合)

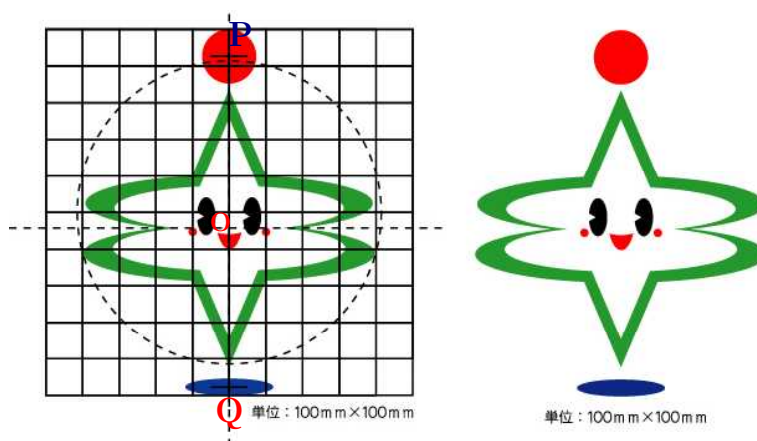
①	赤を単色 100%とする。
②	緑を単色 100%とする。
③	黒を単色 100%とする。
④	青を単色 100%とする。

5 シンボルマークの割り出し図

シンボルマークの割り出しは、以下の手法によることとします。

- ① シンボルマークの左右に対する中心線を点P、Qを通る垂線PQとします。
- ② 垂線PQの中心点をOとし、Oを基準に垂線PQを10等分した長さを1とするますを単位とした方眼をかぶせ、シンボルマークの形状を特定します。

《割り出し図》



6 シンボルマークの周囲の空間のとり方

シンボルマークの造形を生かすため、印刷物等へのレイアウトに際しては、周囲に適度な空間をとって表示することが望めます。

空間の距離の目安としては、シンボルマークの天地（割り出し図のPQ）の長さの2分の1の距離をシンボルマークの上下左右とも、他の表示物（文字、写真、他の図案等）との間に空間としてとることが望めます。

ただし、表示スペースが限られている場合は、この限りではありません。

7 最小使用サイズ

シンボルマークを使用する場合、その造形の意味が生かせないほどに小さく表示すると、意図するイメージが的確に伝達できないことがあるため、次に掲げる大きさより大きく表示してください。

ただし、印刷物の縮刷版等を作成するなどの過程で小さく表示されてしまう場合は、この限りではありません。

☆ シンボルマークの最小サイズ

割り出し図の天地PQの長さが8mmの場合を最小サイズとします。

ただし、特殊な用途（シンボルマークを地紋に使用するなど）の場合は、この限りではありません。

II 使用制限要素

1 変形の禁止

シンボルマークの縦横比を変えて使用することはできません。

2 他の図案要素等の付加禁止

シンボルマークの図案上に、他の図案要素や文字を加えることはできません。

3 任意の着色及び色分けの禁止

カラー(多色)で使用する場合は、定められた色以外は使えません。また、定められた色区分を変えて使用することはできません。

4 縁取りの禁止

図案に縁取りをして、使用することはできません。

5 反転使用の禁止

図案を上下・左右に反転させて、使用することはできません。

6 背景の制限

シンボルマークの背景に濃色を使用すること、及びコントラストの強い模様を配することはできません。

III アプリケーションデザイン要素

1 旗

旗にシンボルマークを表示する場合は、以下の項目を基本としてください。

① 旗の形状

旗の形状は、縦横比 2 対 3 の長方形とします。

② シンボルマークの大きさ

シンボルマークは、旗の縦寸法 1 に対し、天地の寸法を 0.6 とします。

③ シンボルマークの配置

旗の中心にシンボルマークの中心を合わせて配置します。

2 名刺

① シンボルマークの大きさ

名刺にシンボルマークを使用する場合、天地の寸法は 8 mm から 20 mm の間で使用してください。

- ② シンボルマークの色
カラーで使用する場合は、指定の色及び色区分によってください。
単色で使用する場合は、なるべく濃色を使用してください。

3 封筒

封筒は、以下の種類について、そのサイズ別に使用するシンボルマークの天地の大きさの目安を定めます。

シンボルマークの色については、名刺の例に準拠してください。

- ① 定型・長40号（90mm×225mm）
シンボルマークの大きさは、その天地が15mm以上、30mm以内とします。
- ② 定型・長4号（90mm×205mm）
①と同様とします。
- ③ 定型・長3号（120mm×235mm）
シンボルマークの大きさは、その天地が20mm以上、40mm以内とします。
- ④ 角3号（216mm×277mm）
シンボルマークの大きさは、その天地が25mm以上、50mm以内とします。
- ⑤ 角2号（240mm×332mm）
④と同様とします。
- ⑥ 角1号（270mm×382mm）
シンボルマークの大きさは、その天地が30mm以上、70mm以内とします。
- ⑦ 角0号（287mm×382mm）
⑥と同様とします。
- ⑧ その他のサイズ
上記以外のサイズの封筒については、近似のサイズの例に準拠します。

4 はがき

- ① 通常はがき
シンボルマークの大きさは、その天地が8mm以上、25mm以内とします。
- ② 往復はがき
①と同様とします。

5 刊行物

刊行物の態様、大きさによりシンボルマークの大きさは、その天地を以下のとおりとします。

① 冊子

◎ A 3 判	3 0 mm以上、1 5 0 mm以内
◎ A 4 判	2 5 mm以上、1 2 0 mm以内
◎ A 5 判	2 5 mm以上、6 0 mm以内
◎ B 4 判	3 0 mm以上、4 0 mm以内
◎ B 5 判	2 5 mm以上、1 0 0 mm以内
◎ B 6 判	1 5 mm以上、5 0 mm以内

② ポスター、パンフレット

原則として、①に準拠します。

6 その他の物品

その他の物品に使用する場合は、本マニュアルにおいて、特に固有の規制は設けません。

ただし、長期にわたり普遍的に使用していくものについては、なるべく各所管課で内規等を作成してください。

☆（例）名札、各種帳票類、サイン表示、看板、懸垂幕、等々。

清瀬市シンボルマーク基本デザインマニュアル

（第1版）

平成13年1月1日

清瀬市 企画部 企画課